

ワクチン接種時の基本診療料の取扱いを明文化 —新型コロナウイルス感染症にかかわる診療報酬算定について その16—

厚生労働省は6月17日付で、事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その49）」を发出。新型コロナウイルスワクチンの接種時における初・再診料に係る取扱いが明文化された。以下に抜粋して掲載する。全文については当会又は厚生労働省のホームページをご参照いただきたい。

【事務連絡（その49）より抜粋、問No.は疑義解釈 原文ママ】

問1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施するに当たり、保険医療機関において、予診（予防接種実施規則第4条に規定する「問診、検温及び診察」をいう。以下同じ。）を行った場合、当該予診を実施したことに対して、初診料、再診料、外来診療料等の診療報酬を算定することはできるか。

（答） 算定不可。

※補注 予診そのものは保険診療ではないので、基本診療料は発生しない。

問2 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を保険医療機関で実施した場合であって、予防接種の実施後に当該保険医療機関において健康状態を観察している間に、何らかの症状が発生し、それに対する診療を行った場合、初診料、再診料又は外来診療料を算定することはできるか。また、その際、処置、検査又は投薬等の診療を実施した場合において、それぞれに対応する項目について算定することはできるか。

（答） 初診料、再診料又は外来診療料については、算定不可。なお、処置、検査又は投薬等に対応する項目については、それぞれ算定要件を満たした場合には算定できる。

※補注 ワクチン接種後の健康状態を観察している間は、公費負担による予防接種の費用に基本診療料が含まれているため、初・再診料の算定はできない。処置・検査・投薬の費用は予防接種の費用に含まれないため、保険請求することができる。その際は基本診療料の算定がないことについてレセプトの摘要欄に記載しておく。

問3 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を保険医療機関で実施した場合であって、実施した日と同日に、予防接種を実施した保険医療機関において別の傷病に対して予防接種（予診及び健康状態の観察を含む）の前又は後に診療を行ったときには、当該診療行為について初診料、再診料又は外来診療料を算定することはできるか。また、その際、処置、検査又は投薬等の診療を実施した場合において、それぞれに対応する項目について算定することはできるか。

（答） 算定可。なお、初診料、再診料又は外来診療料以外の項目についても、それぞれ算定要件を満たした場合には算定できる。

※補注 通常、公費負担による予防接種の費用に基本診療料が含まれるため、一連の診療について初・再診料は算定できないと解されるが、今回は「算定できる」扱いとなる。

【参考】訪問診療と同日に予防接種を行った場合の取扱いは、5月11日发出の「その46」にて示されている。

問4 在宅での療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難な者に対して、保険医療機関の保険医が訪問診療を行った日と同一日に、市町村との委託契約に基づき、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る診療等を実施した場合、訪問診療に対して在宅患者訪問診療料（Ⅰ）又は（Ⅱ）は算定できるか。

（答） 算定可。